

令和7年度特定教育・保育施設等確認指導監査 実施計画

1 基本方針

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第33条及び第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務、伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第17号。以下「確認基準」という。）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付こ成保38・5文科初第483号）等（以下これらを「こども家庭庁令等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設・事業所（以下「施設等」という。）の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項（以下「運営基準」という。）について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

2 確認指導・監査の形態等

(1) 集団指導

特定教育・保育施設等に対して、こども家庭庁令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、新たに開所した特定教育・保育施設等については、開所からおおむね1年以内に実施するほか、特定教育・保育の提供、施設等の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

集団指導の実施にあたっては、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を当該特定教育・保育施設の設置者等に通知する。

(2) 実地指導

特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、こども家庭庁令等の遵守に関して各種指導等を行う。

また、実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、原則として2年に1度実施する。ただし、実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、翌年度において実施することがある。

なお、保育所については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条の規定により神奈川県が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と、特定地域型保育事業については、同法第34条の17の規定により本市が実施する家庭的保育事業等指導監査と、可能な限り同時に実施することで、特定教育・保育施設等の設置者等の

負担軽減を図るものとする。

また、実地指導中に、著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合や、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合には、直ちに確認監査を行う。

実地指導の実施にあたっては、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を当該特定教育・保育施設の設置者等に通知する。

(3) 確認監査

特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに実地指導中に監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じることを目的として実施する。

確認監査の実施にあたっては、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を当該特定教育・保育施設の設置者等に通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

3 令和7年度実地指導実施数（予定）

対象事業	令和7年度計画		令和6年度実績	
	対象数	監査数	対象数	監査数
保育所	9	0	9	0
認定こども園	10	0	10	0
小規模保育事業A型	2	0	2	0
小規模保育事業B型	2	1	2	0

4 令和7年度実地指導スケジュール（予定）

年	月	スケジュール
令和8	3	・実地指導（1件）
	3	・結果公開（市ホームページ）

※事業所ごとの実施日等の詳細は、別途、各事業所に通知する。